

入札公告

建設コンサルタント業務の委託契約について、施工体制確認型一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告します。

なお、この業務は、奈良県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」といいます。）による電子入札案件です。

令和7年5月19日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する事項等

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 業務名 | 仮称新第二庁舎整備等調査検討業務委託 |
| | 業務番号 | 第07-23-調号 |
| 2 | 業務場所 | 奈良県磯城郡田原本町他 |
| 3 | 業務概要 | ・施設の現状把握と課題の整理
・整備候補地周辺状況の調査、把握
・整備基本方針の作成
・仮称新第二庁舎の整備に必要な敷地・庁舎規模の検討
・事業計画の検討（配置図等の作成、概算事業費の算定、事業手法の検討） |
| 4 | 業務期間 | 令和7年6月23日（予定）～令和8年3月31日 |
| 5 | 予定価格 | 金 12,925,000 円（消費税及び地方消費税（計10%）を含みます。） |
| 6 | 最低制限価格 | 金 10,373,000 円（消費税及び地方消費税（計10%）を含みます。） |
| 7 | 入札保証金 | 免除 |
| 8 | 契約保証金 | 納付（ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」という。）第19条第2項第1号及び第2号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、契約規則第19条第1項第1号又は第2号により契約保証金を免除することができる。） |
| 9 | 入札方法 | 電子入札（電子入札システムの「一般競争入札方式（参加申請なし型）」）を使用 |

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格を有する者であって、次に掲げる条件を全て満たす者のみが、この業務の入札に参加することができます。

- 1 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建設コンサルタント「都市計画及び地方計画」部門の資格を有すること。
* 令和5・6年度の登録とします。ただし、令和7・8年度の奈良県建設工事等競争入札参加資格審査申請を行っていない場合は、参加することができません。
- 2 奈良県内に本店又は営業所（奈良県に対する競争入札参加資格を有するものに限ります。）を有すること。
- 3 平成27年4月1日以降、公告日までに完了した「建築施設の整備に関する基本構想」業務の元請実績（国又は地方公共団体が発注したもの）を有していること。
- 4 この業務を行う期間中、管理技術者（1名）、担当技術者（3名まで）及び照査技術者（1名）（以下「配置予定技術者」といいます。）を配置（各技術者の兼任は不可）すること。
(1) 管理技術者及び照査技術者は、次に掲げる①から③のいずれかの資格を有すること。
① 技術士（総合技術監理部門（建設）「都市及び地方計画」）
② 技術士（建設部門）「都市計画及び地方計画」
③ 1級建築士

なお、管理技術者は、平成27年4月1日以降、公告日までに完了した延床面積5,000㎡以上の建築施設の整備（再整備含む）に関する基本構想業務、又は、基本計画業務に従事した実績を有すること。

また、配置予定技術者は直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち管理技術者にあつては「競争入札参加資格確認申請書」の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。ただし、照査技術者については、再委託できるものとする。

(2) 担当技術者

担当技術者3名のうち1名は、「建築施設の整備に関する基本構想業務」に従事した実績を有し、次に掲げる①から⑤のいずれかの資格を有していること。

① 技術士（総合技術監理部門（建設））の「都市及び地方計画」

② 技術士（建設部門）の「都市及び地方計画」

③ 一級建築士

④ 建設コンサルタント登録規定第3条第1号ロ別表「都市計画及び地方計画部門」に該当する者

⑤ シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の「都市計画及び地方計画部門」

5 電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。

6 その他入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札説明書及び設計図書等の交付 ※入札情報サービスシステムからダウンロードしてください。	令和7年5月19日（月） ～ 令和7年6月12日（木） 入札説明書及び設計図書等のダウンロード時間 午前8時～午後11時	入札情報サービスシステムアドレス http://www.ppi06.telbs.jp/DENCHO/PpiJGyomuStart.do?kinouid=GP5000_Top
設計図書等の閲覧 ※電子閲覧において数字等が不鮮明な場合のみ	令和7年5月23日（金） 午前9時～午後4時	閲覧場所 奈良県奈良市登大路町80番地 奈良県警察本部警務部 施設装備課営繕係 電話0742-23-0110
設計図書等に関する質問の受付 ※質問は、設計図書等に関することに限ります。	令和7年5月26日（月） 午前10時～午後4時 電子メールに限ります。	送信先メールアドレス kenkeishisouka@office.pref.nara.lg.jp 奈良県警察本部 警務部施設装備課営繕係あて ※様式は任意です。 電子メール送信時には、奈良県警察本部警務部施設装備課営繕係あて電話連絡願います。 TEL：0742-23-0110（内線2262）
質問に対する回答	令和7年5月29日（木） （予定）	※回答は電子メールで返信します。
入札書の提出 ※電子入札システムに限ります。	令和7年6月 3日（火） ～ 令和7年6月 9日（月） 午後4時まで（期限までに到達したもののみ有効。） <u>電子入札システムに限ります。</u>	電子システムにより必要事項を入力し送信してください。 ※システム稼働時間 午前9時～午後8時

開札	令和7年6月10日（火） 午前11時	閲覧場所 奈良県奈良市登大路町80番地 奈良県警察本部警務部 施設装備課営繕係
競争入札参加資格確認 申請書及び施工体制確 認書調査書類の提出 (落札候補者のみ)	令和7年6月12日（木） 午後4時まで <u>持参又は電子入札システムにより提出してください。（電子入札システムによる提出については、午後4時までであれば再提出可能です。）</u>	提出先（持参の場合） 奈良県奈良市登大路町80番地 奈良県警察本部警務部 施設装備課営繕係

※ 上記の期間は、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」といいます。）及び正午から午後1時までを除きます。

なお、電子入札システムの稼働時間は、県の休日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後8時までです。

第4 競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査の実施

開札後、落札候補者は、入札説明書の6に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）並びに施工体制確認調査書類を提出し、競争入札参加資格があることの確認及び施工体制についての確認を受けなければなりません。

第5 その他

1 入札執行回数

入札執行回数は、1回とします。

2 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除します。

契約保証金は奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによります。

3 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札若しくは競争入札参加資格確認申請書等又は施工体制確認調査で要求する資料等に虚偽の記載をした者が行った入札は無効又は失格とします。

4 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しません。

5 手続における交渉の有無

無し

6 この業務に直接関連する他の業務委託の契約をこの業務委託の契約相手方と随意契約により締結する予定の有無

無し

7 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒630-8578

奈良県奈良市登大路町80番地

奈良県警察本部警務部施設装備課営繕係

電話 0742-23-0110（内線2262）

8 電子入札システム及び入札情報サービスシステムの操作方法に関する問い合わせ先

東芝デジタルソリューションズ株式会社

電話 0570-000-516（電子入札システム専用ヘルプデスク）

受付時間 午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除きます。）

9 関連情報を入手する照会窓口

7に同じ

10 その他

- (1) 詳細は、入札説明書によります。
- (2) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続を行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、7の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続を進めてください。
- (3) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりです。
 - ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次の各号のいずれかの方式によらなければならない。
 - (ア) doc 形式（MicrosoftWord2021 で読み取りが可能なものに限る。）
 - (イ) docx 形式（MicrosoftWord2021 で読み取りが可能なものに限る。）
 - (ウ) xls 形式（MicrosoftExcel2021 で読み取りが可能なものに限る。）
 - (エ)xlsx 形式（MicrosoftExcel2021 で読み取りが可能なものに限る。）
 - (オ) pdf 形式（Adobe Acrobat Reader DC で読み取りが可能なものに限る。）
 - (カ) jtd 形式（一太郎 Pro4 で読み取りが可能なものに限る。）
 - イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。
 - ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとみなす。
 - エ 電子ファイルを提出するにあたり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」という。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。